

経済産業省委託

平成31年度産業標準化推進事業委託費

(戦略的国際標準化加速事業：

産業基盤分野に係る国際標準開発活動)

社会のユニバーサルデザイン化に向けた
アクセシブルデザイン (AD) 製品の国際標準化等

成果報告書

令和2年3月

公益財団法人共用品推進機構

国立研究開発法人産業技術総合研究所

目 次

| | |
|--|----|
| 1. 事業目的・事業概要..... | 2 |
| 2. 平成 31 年度の実施体制及び事業概要..... | 3 |
| 2.1 実施体制..... | 3 |
| 2.2 事業期間..... | 8 |
| 2.3 事業概要..... | 9 |
| 3. 事業実施内容..... | 11 |
| 3.1 TC173 におけるデザイン要素規格..... | 11 |
| 3.2 TC159/WG2/SC3、SC4 及び SC5 における共通基盤規格..... | 15 |
| 3.3 欧州連携..... | 24 |
| 附属資料：..... | 25 |

1. 事業目的・事業概要

2014年1月に国連障害者権利条約が批准され、またISO/IECガイド71も改訂された。障害者を取り巻く環境はより社会的な障害を全体が取り除く、いわゆるユニバーサルデザイン(UD)化する方向へと進みつつある。

我が国でも高齢者や障害者のニーズを受け、これまでISO/TC173(福祉用具)及びTC159(人間工学)関連で規格を作成してきた。すでにそれぞれのISO分野でコンビナー又はエキスパートとして活動を進めており、諸外国との連携や情報交換も活発に行っている。

日本国内のAD製品市場はすでに3兆円を超えているが、これらをさらにユニバーサルデザインとして発展させ、産業の国際競争力を高めるためには、多くの企業が国際標準に基づいて製品・サービス・環境の設計を行い、またこれらを多くの人々が利用可能であることを消費者に分かりやすく提示することが必要となる。

そのため、本事業では日本が先導して高齢者及び障害者配慮の国際標準の開発を行うとともに、消費者と生産者とを繋ぐ仕組みの構築を進めた。また開発する国際標準は、AD製品であることを評価するための基準としても活用できるよう取り組みを行った。

本事業は二つの機関の共同開発体制で実施した。共用品推進機構は、ISO/TC173及びTC159の規格案の提案準備、国内委員会設置と運営、欧州連携を行った。産業技術総合研究所は、TC159/WG2、SC3、SC4、SC5の国際規格案作成とそれに付随する技術的検討、及び該当する国際審議委員会の運営を行った。

これまでの経験を踏まえ、本事業では、これらの個別規格の提案・作成に注力して活動を行っているが、さらに高齢者や障害者へ配慮した製品の国際競争力を高め、高齢者や様々な障害者を含めた多様な人に使いやすい製品・環境デザインの国際的な流通の発展を目的に事業を行った。

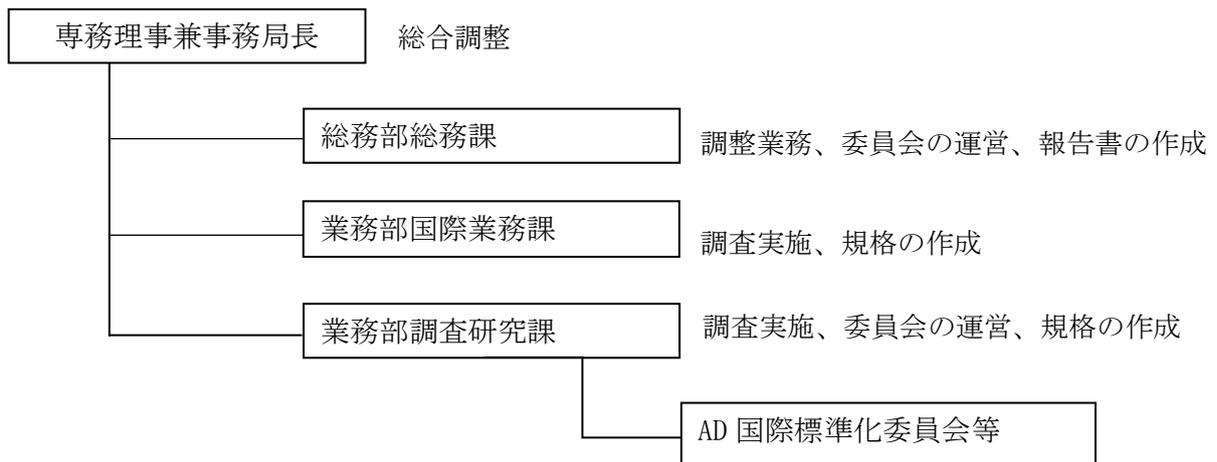
2. 平成 31 年度の実施体制及び事業概要

2.1 実施体制

(1) 研究体制

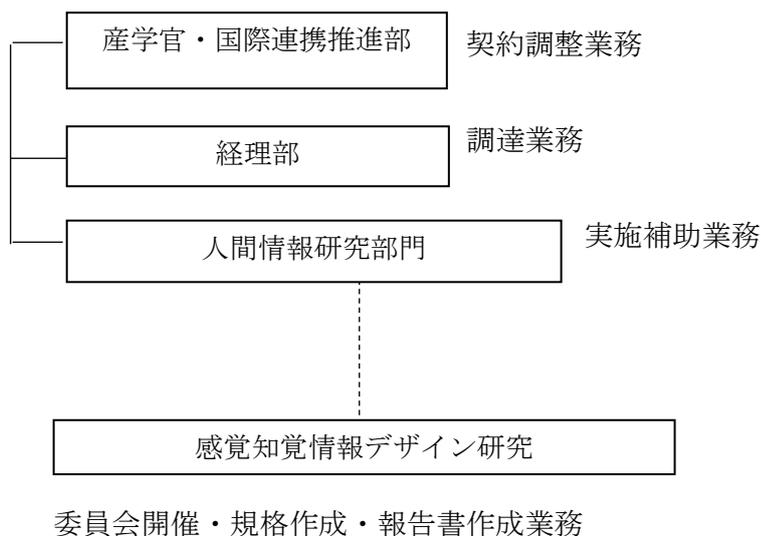
【研究機関 A：公益財団法人共用品推進機構】

- ① ISO/TC173/SC7 における国際規格案の作成
- ② ISO/TC159 における国際規格案の作成
- ③ 国内委員会の設置・運営
- ④ 欧州等連携



【研究機関 B：国立研究開発法人産業技術総合研究所】

- ① ISO/TC159/SC3、SC4 及び SC5 の国際規格案作成と国際審議委員会運営
- ② ISO/TC173/SC7 国際規格案作成に係る技術的検討
- ③ 欧州等連携



(2) 委員会構成（名簿）

① AD 国際標準化委員会（本委員会）

| 番号 | 種別 | 氏名 | 所属 |
|----|-----|-------|--------------------------------|
| 1 | 委員 | 青木 和夫 | 日本大学 |
| 2 | 委員 | 今西 正義 | DPI 日本会議、全国頸髄損傷者連絡会 |
| 3 | 委員 | 小川 光彦 | 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 |
| 4 | 委員 | 児山 啓一 | 公益社団法人日本サインデザイン協会 |
| 5 | 委員 | 吉田 哲朗 | 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 |
| 6 | 委員 | 澤田 晋一 | 元独立行政法人労働安全衛生総合研究所/東京福祉大学・大学院 |
| 7 | 委員 | 大竹 浩司 | 一般財団法人全日本ろうあ連盟 |
| 8 | 委員 | 清水 壮一 | 一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会 |
| 9 | 委員 | 桐原 尚之 | 全国「精神病」者集団 |
| 10 | 委員 | 田中 徹二 | 社会福祉法人日本点字図書館 |
| 11 | 委員 | 中田 誠 | 一般社団法人日本玩具協会 |
| 12 | 委員 | 澤田石昌幸 | 一般財団法人家電製品協会 |
| 13 | 委員 | 藤本 浩志 | 早稲田大学 |
| 14 | 委員 | 酒井 和家 | 公益社団法人日本包装技術協会 |
| 15 | 委員 | 持丸 正明 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| 16 | 委員 | 長田 信一 | 公益財団法人テクノエイド協会 |
| 17 | 委員 | 山内 繁 | 特定非営利活動法人支援技術開発機構 |
| 18 | 委員 | 山田 肇 | 東洋大学、特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム |
| 19 | 委員 | 横井 孝志 | 日本女子大学 |
| 20 | 関係者 | 伊藤 順之 | 経済産業省産業技術環境局国際標準課 |
| 21 | 関係者 | 青山 晴香 | 経済産業省産業技術環境局国際標準課 |
| 22 | 関係者 | 平野 恵子 | 経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室 |
| 23 | 関係者 | 河島 秋人 | 経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室 |
| 24 | 関係者 | 吉田 哲也 | 経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室 |
| 25 | 関係者 | 小田 大貴 | 経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室 |
| 26 | 関係者 | 林 剛久 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 27 | 関係者 | 中村 康子 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 28 | 関係者 | 佐川 賢 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| 29 | 事務局 | 伊藤 納奈 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| 30 | 事務局 | 倉片 憲治 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所（早稲田大学） |
| 31 | 事務局 | 坂 勝美 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| 32 | 事務局 | 星川 安之 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| 33 | 事務局 | 金丸 淳子 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| 34 | 事務局 | 森川 美和 | 公益財団法人共用品推進機構 |

(検討内容)

| 開催日 | 回数 | 主な議題 (項目) |
|--------------------|-------|--|
| 令和元年 7 月 30 日 (金) | 第 1 回 | 平成 31 (令和元) 年度社会のユニバーサルデザイン化に向けたアクセシブルデザイン (AD) 製品の国際標準化等事業の実施計画について 【報告・検討事項】 1)TC173/SC7 関連事業計画 2)TC159/SC4 及び SC5 関連事業計画 |
| 令和 2 年 2 月 4 日 (火) | 第 2 回 | 平成 31 (令和元) 年度社会のユニバーサルデザイン化に向けたアクセシブルデザイン (AD) 製品の国際標準化等事業報告について 【報告・検討事項】 1)TC173/SC7 関連事業報告 2)TC159/SC4 及び SC5 関連事業報告 |

② TC173/SC7 国内検討委員会

| 番号 | 種別 | 氏名 | 所属 |
|----|-----|--------|---------------------------|
| 1 | 委員 | 青木 和夫 | 日本大学 |
| 2 | 委員 | 吉田 哲朗 | 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 |
| 3 | 委員 | 服部 芳明 | 一般財団法人全日本ろうあ連盟 |
| 4 | 委員 | 中田 誠 | 一般社団法人日本玩具協会 |
| 5 | 委員 | 桑野 裕康 | 一般財団法人家電製品協会 |
| 6 | 委員 | 酒井 和家 | 公益社団法人日本包装技術協会 |
| 7 | 委員 | 五島 清国 | 公益財団法人テクノエイド協会 |
| 8 | 委員 | 山内 繁 | 特定非営利活動法人支援技術開発機構 |
| 9 | 委員 | 山田 肇 | 東洋大学、特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム |
| 10 | 委員 | 古澤 真之 | 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 |
| 11 | 委員 | 長谷川三枝子 | 公益社団法人日本リウマチ友の会 |
| 12 | 委員 | 万場 徹 | 公益社団法人日本通信販売協会 |
| 13 | 委員 | 水島 昌英 | 情報通信アクセス協議会 |
| 14 | 委員 | 逢坂 忠 | 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 |
| 15 | 委員 | 三田 大輔 | 一般財団法人日本文化用品安全試験所 |
| 16 | 委員 | 島田 英明 | 一般財団法人日本品質保証機構 |
| 17 | 関係者 | 伊藤 順之 | 経済産業省産業技術環境局国際標準課 |

| | | | |
|----|-----|-------|--------------------------|
| 18 | 関係者 | 青山 晴香 | 経済産業省産業技術環境局国際標準課 |
| 19 | 関係者 | 林 剛久 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 20 | 関係者 | 中村 康子 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 21 | 事務局 | 伊藤 納奈 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| 22 | 事務局 | 倉片 憲治 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所（早稲田大学） |
| 23 | 事務局 | 星川 安之 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| 24 | 事務局 | 金丸 淳子 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| 25 | 事務局 | 森川 美和 | 公益財団法人共用品推進機構 |

(検討内容)

| 開催日 | 回数 | 主な議題（項目） |
|--------------|-----|--|
| 令和2年1月28日（火） | 第1回 | 平成31（令和元）年度 TC173/SC7 事業計画及び事業報告について 【報告・検討事項】 1)「アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針」内容説明及び検討 2)ISO/WD/21856 Assistive products- General requirements and test methods（一般通則と試験方法）の審議進捗報告 |

③ TC159 国内検討委員会

| 番号 | 種別 | 氏名 | 所属 |
|----|----|-------|-------------------------|
| 1 | 委員 | 青木 和夫 | 日本大学 |
| 2 | 委員 | 渡部 安世 | 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 |
| 3 | 委員 | 服部 芳明 | 一般財団法人全日本ろうあ連盟 |
| 4 | 委員 | 山崎 友賀 | 一般財団法人家電製品協会 |
| 5 | 委員 | 五島 清国 | 公益財団法人テクノエイド協会 |
| 6 | 委員 | 浜田 太 | 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 |
| 7 | 委員 | 笹野 潤 | 情報通信アクセス協議会 |
| 8 | 委員 | 逢坂 忠 | 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 |
| 9 | 委員 | 荒浜 英夫 | 一般社団法人電子情報技術産業協会 |
| 10 | 委員 | 郷家 和子 | 帝京大学 |
| 11 | 委員 | 中野 美隆 | 一般社団法人日本電機工業会 |
| 12 | 委員 | 中森 秀二 | 一般社団法人日本レストルーム工業会 |
| 13 | 委員 | 芳賀 優子 | 社会福祉法人国際視覚障害者援護協会 |
| 14 | 委員 | 河東 亮 | 一般社団法人日本ガス石油機器工業会 |
| 15 | 委員 | 和田 勉 | 社会福祉法人日本点字図書館 |

| | | | |
|----|-----|-------|--------------------------|
| 16 | 関係者 | 伊藤 順之 | 経済産業省 産業技術環境局国際標準課 |
| 17 | 関係者 | 青山 晴香 | 経済産業省 産業技術環境局国際標準課 |
| 18 | 関係者 | 林 剛久 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 19 | 関係者 | 中村 康子 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 20 | 関係者 | 佐川 賢 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| 21 | 事務局 | 伊藤 納奈 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| 22 | 事務局 | 近井 学 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| 23 | 事務局 | 倉片 憲治 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所（早稲田大学） |
| 24 | 事務局 | 星川 安之 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| 25 | 事務局 | 金丸 淳子 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| 26 | 事務局 | 森川 美和 | 公益財団法人共用品推進機構 |

(検討内容)

| 開催日 | 回数 | 主な議題（項目） |
|--------------|-----|--|
| 令和元年7月30日（火） | 第1回 | 平成31（令和元）年度TC159全体事業計画と進捗について 【報告・検討事項】 1)高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－基本色領域に基づく色の組合せ方/ISO 24505-2～4 2)高齢者・障害者配慮設計指針－触覚図形の基本設計方法/ISO 24508 3)高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－最小可読文字サイズ推定方法/ISO 24509 他3件の報告及び検討 |
| 令和2年1月28日（火） | 第2回 | 平成31（令和元）年度TC159全体事業進捗と報告について 1)高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－基本色領域に基づく色の組合せ方法/ISO 24505-2,3 2)高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－最小可読文字サイズ推定方法/ISO 24509 3)高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活用製品の報知光/ISO 24550 他4件の進捗報告等 |

2.2 事業期間

委託契約締結日から令和2年2月28日まで

2.3 事業概要

(1) TC173 におけるデザイン要素規格

- ① アクセシブルデザインー視覚に障害のある人々が利用する取扱説明書の作成における配慮事項
ISO/TC173/WG12 で審議中の「ISO/DIS/21856 Assistive products—General requirements and test methods（一般通則と試験方法）」の「25.2 Instructions for use（取扱説明）」及び Annex D に追加する方向で国際提案を行った。
- ② アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針
TC173 に NWIP として国際提案した結果を受け国際規格発行に向けて準備を行った。

(2) TC159/WG2/SC3、SC4 及び SC5 における共通基盤規格

- ① WI 24505-2 “Ergonomics—Accessible design—Method for creating colour combinations—Part 2: for people with defective colour vision and low vision”（JIS 未提案、高齢者・障害者配慮設計指針—視覚表示物—色の組合せ方法—第 2 部：色弱とロービジョン）
既存 ISO 24505 を「Part 1」とするタイトル変更はせず、Part 2 として準備が整い次第 NP 提案を行うこととなった。
- ② WI 24505-3 “Ergonomics—Accessible design—Method for creating colour combinations—Part3: general guidance on the use of colour—combination standards”（JIS 未提案、高齢者・障害者配慮設計指針—視覚表示物—色の組合せ方法—第 3 部：色の組合せ方法規格の使用に関する一般通則）
Part 2 の原案審議を行いながら提案準備を進めた。Part 2 の提案後に提案を行うこととなった。
- ③ ISO/DIS 24509 “Ergonomics—Accessible design—A method for estimating minimum legible font size for people at any age”（JIS S 0032、高齢者・障害者配慮設計指針—視覚表示物—日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法）
FDIS 投票を行い、発行に至った。
- ④ ISO/DIS 24550 “Ergonomics—Accessible design—Indicator lights on consumer products” [JIS 未制定、消費生活製品の表示灯（素案検討時タイトル：消費者用生活製品の報知光）]
FDIS 登録及び投票を行い、発行に至った。
- ⑤ ISO/DIS 24551 “Ergonomics—Accessible design—Spoken instructions of consumer products”（JIS S 0015、アクセシブルデザインー消費生活用製品の音声案内）
FDIS 登録及び投票を行い、発行に至った。
- ⑥ ISO/DTR TR 22411-1 “Ergonomics data for use in the application of ISO/IEC Guide 71:2014”（JIS 未制定、TR 22411 第 2 版—第 1 部：ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のための人間工学データ集）
既存の TR 22411 の第 2 版。発行準備を進めた。

- ⑦ “Accessibility design-Assessment method of accessibility of consumer products” (JIS S 0020、アクセシブルデザインー消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法)
TC159/WG2 で議論されている TR 22411 Part 2 の中で、一部を抜粋して利用することが今後検討されることになった。
- ⑧ ISO/NP 23979 “Ergonomics－Accessible design－Ease of operation” (JIS 未制定、消費生活用製品の操作性)
CD 登録及び投票を行った。
- ⑨ WI TR 22411-2 “Design considerations for use in the application of ISO/IEC Guide 71:2014(tentative)” [JIS 未制定、TR 22411 第 2 版ー第 2 部 : ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のためのデザインガイドライン (仮称)]
現在検討中の第 2 版 第 1 部に含まれていない既存の TR 22411 第 1 版 8 章デザインコンシダレーション部分をドイツのメンバーと共にとりまとめる。日本から Part 2 の全体構成案が提案され、今後その構成に沿って内容を検討することとなった。また JIS S 0020 アクセシブルデザインー消費生活用品のアクセシビリティ評価方法など、他の規格情報で関連する部分は 8 章の要約表に必要な情報を取捨選択して取り入れることも合わせて検討されることとなった。

(3) 国内検討委員会の設置

国内に全体の案件を審議する AD 標準化検討委員会 (本委員会) を設置し、TC173 に関する案件は TC173 国内検討委員会、TC159 に関する案件は TC159 国内検討委員会を設置して審議を行った。

(4) 欧州連携

TC173 及び TC159 の各国際会議に出席した欧州等各関係機関等と連携を図り、日本提案の AD 規格案件に対する説明及び議論の整理を行った。

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の結果を報告書として取りまとめた。

3. 事業実施内容

3.1 TC173 におけるデザイン要素規格

本事業では、アクセシブルデザイン要素における ISO 規格原案の開発、作成を行ってきた。JIS（日本産業規格）及び本事業における調査研究結果をもとに、ISO/IEC/JTAG 及び ISO/TC173（福祉用具）/SC7（アクセシブルデザイン）に対して国際標準化を提案してきた。

関連規格としては、平成 26 年から平成 28 年度までに下記の 6 件の規格提案を行い発行されている。

- ① ISO/IEC Guide71:2014 “Guide for addressing accessibility in standards”（規格におけるアクセシビリティ配慮のためのガイド）（ISO/IEC/JTAG）
- ② ISO 17069:2014 “Accessible design - Consideration and assistive products for accessible meeting”（アクセシブルデザインーアクセシブル会議の留意事項及び支援製品）（ISO/ TC173/SC7/WG2）
- ③ ISO 19026:2015 “Accessible design - Shape and colour of a flushing button and a call button, and their arrangement with a paper dispenser installed on the wall in public restroom”（アクセシブルデザインー公共トイレの壁面の洗浄ボタン、呼出しボタンの形状及び色並びに紙巻器を含めた配置）（ISO/TC173/SC7/WG3）
- ④ ISO 19028:2016 “Accessible design - Information contents, figuration and display methods of tactile guide maps”（アクセシブルデザインー触知案内図の情報内容、形状及び表示方法）（ISO/TC173/SC7/WG5）
- ⑤ ISO 19027:2016 “Design principles for communication support board using pictorial symbols”（絵記号を使用したコミュニケーション支援用ボードのためのデザイン原則）（ISO/TC173/SC7/WG4）
- ⑥ ISO 19029:2016 “Accessible design - Auditory guiding symbols in public facilities”（アクセシブルデザインー公共施設における聴覚的誘導信号）（ISO/ TC173/SC7/WG6）

上記に続き、平成 31（令和元）年度は、下記 2 件の規格案の審議を進めた。

- (1) ISO/DIS 21856 “Assistive products－General requirements and test methods”（一般通則と試験方法）の 25.2 Instructions for use（取扱説明）及び Annex D アクセシブルデザインー視覚に障害のある人々が利用する取扱説明書の作成における配慮事項
- (2) アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針

次頁から、今年度の国際規格に関する事項について作業実績を報告する。

(1) ISO/DIS 21856 “Assistive products – General requirements and test methods”（一般通則と試験方法）の 25.2 Instructions for use（取扱説明）及び Annex D

関連 JIS は、JIS S 0043 アクセシブルデザイン—視覚に障害のある人々が利用する取扱説明書の作成における配慮事項（2018 年 2 月）。

この規格を抜粋して、ISO/TC173/WG12 で審議されていた「ISO/CD 21856 Assistive products – General requirements and test methods（一般通則と試験方法）」の「25.2 Instructions for use（取扱説明）」と附属書 D に追加した（下記目次参照）。

ISO/DIS 21856 Assistive products— General requirements and test methods

Foreword

Introduction

1 Scope

2 Normative references

3 Terms and definitions

4 General requirements

5 Materials

6 Emitted sound and vibration

7 Electromagnetic compatibility

8 Electrical safety

9. Overflow, spillage, leakage, and ingress of liquids

10 Surface temperature

11 Sterility

12 Safety of moving parts

13 Means to prevent falling out

14 Prevention of traps for parts of the human body

15 Folding and locking mechanisms

16 Carrying handles

17 Assistive products which support or suspend users

18 Assistive products / parts of assistive products on purpose-built devices

19 Surfaces, corners, edges and protruding parts

20 Hand held assistive products

21 Small parts

22 Stability

23 Forces in soft tissues of the human body

24 Ergonomic principles

25 Requirements for information supplied by the manufacturer

25.1 General

25.2 Instructions for use

| |
|--|
| 25.3 Labelling |
| 26 Packaging |
| 27 Test report |
| 28 Guidelines for accessible information on assistive products |
| Annex A |
| Annex B |
| Annex C |
| Annex D |
| Bibliography |

(2) アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針

これまで、アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針（Accessible design – Guidelines for surveys of needs of older persons and persons with disabilities）では、構成、内容及び項目について素案の検討、作成を行い、ISO/TC173（福祉用具専門委員会）の SC7（アクセシブルデザイン分科委員会）に提案する予定で進めてきたが、TC173 専門委員会名称及び、SC7 分科委員会名称、スコープ等の変更に伴い、本規格の提案先等について検討を行ってきた。スコープ等が変更されたとしても、アクセシブルデザイン自体は引き続き TC173 内でも検討されることが分かったため、昨年度 TC173/SC7 国内検討委員会に諮り、2019 年 2 月に提案書と本文案を作成し提出した。

TC173 事務局担当より、提案内容の再検討と 2019 年 9 月の TC173 総会（日本・東京）で本件の趣旨説明をするよう求められたため準備を進め、本総会にて報告を行った。総会では、各国の委員から内容についての意見が出され、これらを基に規格の修正と、本規格に適した提案先の TC について再検討を行う必要が出てきた。

規格に対する方向性と修正した規格案については、第 1 回 TC173/SC7 国内検討委員会に諮り承認を得た。さらに提案先については、TC173 以外に、これまで連携を図ってきた TC159(人間工学)、新規の分野としては TC225（市場・世論・社会調査の品質管理）を視野に入れ、引き続き調整を行うことで承認を得た。

規格内容の構成案は、以下のとおりである。

Accessible design – Guidelines for surveys of needs of older persons and persons with disabilities (アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針)

Contents

Introduction

- 1 Scope（適用範囲）
- 2 Normative references（引用文書）
- 3 Terms and definitions（用語及び定義）
- 4 General（調査の項目に関する一般事項）

*回答者の属性にあわせたアンケート調査（紙媒体、電子媒体等）及びインタビュー調査（対面、電話等）における配慮事項

-依頼に関する事項

-質問に関する事項

-回答に関する事項

-その他に関する事項

4.1 視覚障害

4.2 聴覚障害

4.3 盲ろう

4.4 触覚障害

4.5 味覚・きゅう（嗅）覚障害

4.6 平衡機能障害

4.7 上肢障害

4.8 下肢障害

4.9 発声障害

4.10 知的障害

4.11 記憶障害

4.12 言語・読み書き障害

4.13 アレルギー

4.14 精神障害

4.15 発達障害

4.16 異なる言語を使用する人

5 Examination Methods（調査方法）

3.2 TC159/WG2/SC3、SC4 及び SC5 における共通基盤規格

本事業では、共通基盤規格（人間工学的手法に基づく、製品等の種類によらず横断的に適用可能なアクセシブルデザイン規格）の開発を行ってきている。JIS（日本工業規格）及び本事業における実験・調査結果をもとに、ISO/TC159（人間工学）WG2(特別な配慮を必要とする人々のための人間工学)、TC159/SC4（人間とシステムのインタラクション）及び同 SC5（物理的環境の人間工学）に対して国際標準化を提案してきた。

これまで下記 8 件の規格を提案し、平成 30 年度までに発行されている。

- ① ISO 24500 “Ergonomics – Accessible design – Auditory signals for consumer products ”
（JIS S 0013、高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活製品の報知音）
- ② ISO 24501 “Ergonomics – Accessible design – Sound pressure levels of auditory signals for consumer products ”
（JIS S 0014、高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活用製品の報知音－妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル）
- ③ ISO 24502 “Ergonomics – Accessible design – Specification of age-related luminancecontrast for coloured light ”
（JIS S 0031、高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－色光の年代別輝度コントラストの求め方及び光の評価方法）
- ④ ISO 24503 “Ergonomics – Accessible design – Tactile dots and bars on consumer products ”
（JIS S 0011、高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活製品の凸点及び凸バー）
- ⑤ ISO 24504 “Ergonomics – Accessible design – Sound pressure levels of spoken announcements for products and public address systems ”
（JIS 未提案、人間工学－アクセシブルデザイン－製品及び場内放送設備の音声アナウンスの音圧レベル）
- ⑥ ISO 24505 “Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations taking account of age-related changes in human colour vision ”
（JIS S 0033、高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－年齢を考慮した基本色領域に基づく色の組合せ方法）
- ⑦ ISO 24508 “Ergonomics – Accessible design – Guidelines for designing tactile symbols and characters ”
（JIS S 0052、高齢者・障害者配慮設計指針－触覚情報－触知図形の基本設計方法）
- ⑧ ISO/TR 22411:2008 “Ergonomics data and guidelines for the application of ISO/IEC Guide 71 to products and services to address the needs of older persons and persons with disabilities ”
（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した製品及びサービスに関する規格 ISO/IEC ガイド 71 を適用するための人間工学的データ及び指針）

これに続き、平成 31(令和元) 年度は、同 TC159/WG2/SC3、SC4 及び SC5 に提案した下記 9 件の規格案の審議を進めた。

- (1) WI 24505-2 “Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations – Part 2: for people with defective colour vision and low vision ”
－ Part 2: for people with defective colour vision and low vision ”
（JIS 未提案、高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－色の組合せ方法－第 2 部：色弱およびロービジョン）
- (2) WI 24505-3 “Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations – Part 3: general guidance on the use of colour-combination standards ” （tentative）

(JIS 未提案、高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－色の組合せ方法－第3部：色の組合せ方法規格の使用に関する一般通則)

- (3) ISO 24509 “Ergonomics – Accessible design – A method for estimating minimum legible font size for people at any age ”
(JIS S 0032、高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法)
- (4) ISO 24550 “Ergonomics – Accessible design – Indicator lamps on consumer products ”
(JIS 未制定、消費生活用製品の表示灯 (素案検討時タイトル：消費生活製品の報知光))
- (5) ISO 24551 “Ergonomics – Accessible design – Spoken instructions of consumer products ”
(JIS S 0015、アクセシブルデザイン－消費生活用製品の音声案内)
- (6) ISO/DTR22411 “ISO/DTR TR22411-1 Ergonomics data for use in the application of ISO/IEC Guide 71:2014 ”
(JIS 未制定、TR22411 第2版－第1部：ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のための人間工学データ集)
- (7) “Accessibility design-Assessment method of accessibility of consumer products ”
(JIS S 0020、アクセシブルデザイン－消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法)
- (8) ISO/CD 23979 “Ergonomics – Accessible design – Ease of operation ”
(JIS 未制定、消費生活用製品の操作性。旧 JIS S 0012 : 2000 の操作性の部分を抜き取り提案するもの)
- (9) WI TR 22411-2 “Design considerations for use in the application of ISO/IEC Guide 71:2014 (tentative) ”
(JIS 未制定、TR 22411 第2版－第2部 ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のためのデザインガイドライン (仮称))

以下に、これらの個別の規格案について、平成 31 年度の作業実績を報告する。

1. WI 24505-2 “Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations – Part 2: for people with colour deficiencies and for people with low vision” (JIS 未提案、高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－色の組合せ方法－第 2 部：色弱とロービジョン)

本規格案は、すでに発行された ISO 24505:2016 “Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations taking account of age-related changes in human colour vision”の Part2 にあたるものであり、色弱とロービジョンに配慮した色の組み合わせを示す。PL (プロジェクトリーダー) は日本の予定である。2019 年 4 月 1 日にイギリス、ラフバラで開催した今年度第 1 回 SC5/WG5 会議において NP 提案前の事前審議を行った。審議では本規格提案の前に ISO 24505:2016 を Part 1 とタイトル変更をすることが必要であるとの SC5 のシクレタリによる指導があり、タイトル変更手続きを先に行うこととなった。その後 ISO シクレタリにより Part 1 のタイトル変更をせずとも Part 2 を提案することは可能との意見があり、2019 年 12 月 5 日ドイツ、ベルリンで開催した第 2 回 SC5/WG5 会議では先に Part2 を提案することとなり、さらに提案する際は CD ステージとすることも決定された。これを受け、CD ステージとしての原案作成が整い次第、提案する予定。

現時点での Part2 の規格案の構成は、以下のとおりである：

Part 2 : 色弱とロービジョン

Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations – Part 2: for people with colour deficiencies and for people with low vision

- 1 Scope
- 2 Normative references
- 3 Terms and definitions
- 4 General
 - 4.1 Application criteria for defective colour vision and low vision
 - 4.2 Viewing modes and conditions
- 5 Colour combinations for protanopia and deuteranopia
 - 5.1 General
 - 5.2 Protanopia
 - 5.2.1 Table of two-colour combinations and their conspicuity for protanopia
 - 5.2.2 Spans of fundamental colours for protanopia (Span1).
 - 5.3 Deuteranopia
 - 5.3.1 Table of two-colour combinations and their conspicuity for deuteranopia
 - 5.3.2 Spans of fundamental colours for deuteranopia (Span 1)
- 6 Colour combinations for low vision
 - 6.1 General
 - 6.2 Table of two-colour combinations and their conspicuity for people with low vision
 - 6.3 Spans of fundamental colours for people with low vision (Span1).

7 Procedures to create a colour combination for people with defective colour vision and people with low vision

Annex A (informative) Description and classification of defective colour vision, and the data sources for fundamental colour spans adopted in this document

Annex B (informative) Description of low vision and the data source for fundamental colour spans adopted in this document

Bibliography

2. WI 24505-3 “Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations – Part3: General guidance on the use of colour-combination standards” (tentative) (JIS 未提案、高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－色の組合せ方法－第3部：色の組合せ方法規格の使用に関する一般通則) (仮称)

本規格案は、先の Part 2 に続く ISO 24505:2016 “Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations taking account of age-related changes in human colour vision” の Part 3 である。PL (プロジェクトリーダー) は日本の予定である。2019年12月5日ドイツ、ベルリンで開催した第2回 SC5/WG5 会議で若齢者・高齢者・色弱・ロービジョン全てに共通な色の類似領域について議論を行い、それを基準として一般通則のための色の組み合わせを検討する方針が決定された。引き続き提案準備を行い、Part 2 の提案後に提案のための素案作成を開始する。

3. ISO 24509 “Ergonomics – Accessible design – A method for estimating minimum legible font size for people at any age” (JIS S 0032、高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法)

本規格案は、同名の JIS S 0032 を基に、平成 23 年度までの事業で実施した国際比較実験の結果を盛り込んだものである。PL (プロジェクトリーダー) は日本である。2019年9月5日に FDIS (最終国際規格案) 投票が締め切れ、賛成 14、反対 0、棄権 12 で可決 (主要 5 か国 (P メンバー) は全員賛成) し、10月4日に発行に至った。

最終規格案の構成は、次のとおりである。

Ergonomics – Accessible design –

A method for estimating minimum legible font size for people at any age

- 1 Scope
- 2 Normative references
- 3 Terms and definitions
- 4 Application conditions
- 5 Estimation of minimum legible font size
- 6 Correction by contrast effect

| | |
|--------------|---|
| Annex A | Visual acuity data as a function of age and viewing distance |
| A.1 | Data table for visual acuity |
| Annex B | Luminance correction coefficient to visual acuity |
| B.1 | Data table for luminance correction coefficient |
| Annex C | Calculation example of the minimum legible font size at a given viewing condition |
| C.1 | General |
| C.2 | Example of calculation |
| C.3 | In case of wearing spectacles or contact lenses |
| Annex D | Minimum legible font size calculated for variable age and viewing distance at constant luminance levels for reference |
| D.1 | General |
| D.2 | Minimum legible font size data calculated for some sampling points of viewing conditions |
| Annex E | Practical application to a group of people with a range of age and viewing conditions |
| E.1 | General |
| E.2 | Example of calculation of minimum legible font size for a group of people in a wide range of age and viewing conditions |
| Annex F | Application to non-alphabetical characters: Korean, Chinese and Thai languages |
| F.1 | General |
| F.2 | Application test data |
| Annex G | Data and principle of the method for estimating minimum legible font size |
| G.1 | General |
| G.2 | Data on visual acuity and legibility of characters |
| G.3 | Data on contrast effect |
| Annex H | Scaling of legibility using minimum legible font size |
| H.1 | General |
| H.2 | Scaling of legibility using the minimum legible font size |
| H.3 | Data supporting the legibility scaling |
| Bibliography | |

4. ISO 24550 “Ergonomics – Accessible design – Indicator lights on consumer products” (JIS 未制定、消費生活用製品の表示灯 (素案検討時タイトル: 消費生活用製品の報知光))

本規格案は、未制定の JIS 素案「消費生活用製品の報知光」の内容に基づいて作成したものである。PL (プロジェクターリーダー) は日本である。2019 年 4 月 5 日に DIS (国際規格案) 投票が締め切られ賛成 14、反対 0、棄権 13 で可決 (主要 5 か国 (P メンバー) は全員賛成) した。その後 2019 年 9 月 24 日に FDIS (最終規格案) 投票が締め切られ、賛成 19、反対 0、棄権 9 で可決 (主要 5 か国 (P メンバー) は全員賛成) し、10 月 23 日に発行に至った。

最終規格案の構成は、以下のとおりである：

- 1 Scope
- 2 Normative references
- 3 Terms and definitions
- 4 Accessibility considerations related to indicator lights
 - 4.1 Modes of lighting condition
 - 4.2 Colour
 - 4.3 Luminance
 - 4.4 Size
 - 4.5 Temporal luminance difference and blinking light frequency
 - 4.6 Location
 - 4.7 Alternative presentation of indicator light information
 - 4.8 Marking of the indicator light meaning
 - 4.9 Other factors
- 5 Conformance

Bibliography

- 5. ISO 24551 “Ergonomic – Accessible design – Spoken instructions of consumer products ” (JIS S 0015、アクセシブルデザインー消費生活用製品の音声案内)

本規格案は、同名の JIS S 0015 の内容に基づいて作成したものである。PL（プロジェクトリーダー）は日本である。ISO 24550 と同じスケジュールで進められ 2019 年 4 月 5 日に DIS（国際規格案）投票が締め切られ賛成 14、反対 0、棄権 13 で可決（主要 5 か国（P メンバー）は全員賛成）した。その後 2019 年 9 月 24 日に FDIS（最終規格案）投票が締め切られ、賛成 19、反対 0、棄権 9 で可決（主要 5 か国（P メンバー）は全員賛成）し、10 月 23 日に発行に至った。

最終規格案の構成は、以下のとおりである：

- 1 Scope
- 2 Normative references
- 3 Terms and definitions
- 4 Application of the provisions of this document
- 5 General requirements and recommendations
- 6 Specifications of spoken instructions
 - 6.1 Ease of hearing spoken instructions

| | |
|--------------|---|
| 6.2 | Ease of understanding spoken instructions |
| 6.3 | Making the use of the product easier |
| 7 | Information about the product that spoken instructions are to provide |
| 8 | Evaluation of spoken instructions |
| Annex A | Sound volume setting of spoken instructions |
| Annex B | Validation test for spoken instructions |
| B.1 | General |
| B.2 | Participants |
| B.3 | Evaluation |
| B.4 | Record of evaluation conditions and results |
| Bibliography | |

6. ISO/DTR TR22411-1 “Ergonomics data for use in the application of ISO/IEC Guide 71:2014 ”
(JIS 未制定、TR22411 第2版—第1部：ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のための人間工学
データ集)

2008年に発行された同TR（技術報告書）の第2版を作成する。PL（プロジェクトリーダー）は日本とドイツである。ISO/IEC ガイド 71 改訂版の内容を反映させるとともに、これまでの事業で実施した国内実験及び国際比較実験の結果をTRのPart1として標準データとして盛り込む。

昨年度から引き続き附属書の構成について議論した結果、記載方法が決定したため同案をISO中央事務局に送付した。図番号などの編集作業を経て2020年度中に発行される予定である。

7. “Accessibility design-Assessment method of accessibility of consumer products ”
(JIS S 0020、アクセシブルデザイン—消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法)

高齢者、障害者等多くの利用者が的確に製品を選ぶ際の手掛かりできるようまとめられた評価方法である。TC159/WG2で議論されているTR 22411 Part 2の中で、8章の要約表の中にJIS S 0020の一部を抜粋して入れることが今後検討されることになった。

8. ISO/CD 23979 “Ergonomics – Accessible design – Ease of operation ” (JIS 未制定、消費生活用製品の操作性)

本規格案は、未制定のJIS素案「消費生活用製品の操作性」に基づいて作成しているものである。PL（プロジェクトリーダー）は日本である。同素案では、既存のJIS S 0012の項目のうち、製品の操作に係る項目を参照し、さらに関連の人間特性データに基づいて規定内容の検討を行った。

本ISO規格案では、そのJIS原案に対応させて、規格の前半では主に操作性に関する定性的な配慮事項を、同じく後半では製品等の設計に当たって参照すべき定量的な人間特性データを整理して記述する。2019年9月9日に新規課題として登録された。その後2020年1月8日にCD（委員会

原案) 登録を行った。今後投票が開始される見込みである。

現時点での規格案の構成は、次のとおりである：

Ergonomics – Accessible design – Ease of operation

- 1 Scope
 - 2 Normative references
 - 3 Terms and definitions
 - 4 General requirements
 - 4.1 Location and layout of a control or a control panel
 - 4.2 Force required for operation
 - 4.3 Dexterity
 - 4.4 Avoidance of simultaneous multiple operations
 - 4.5 Provision of multiple means of operation
 - 4.6 Provision of feedback
 - 4.7 Logical process
 - 4.8 Failsafe and safety
 - 4.9 Others (assembling, installation, storage, maintenance, etc)
 - 5 Ergonomic requirements for ease of operation
 - 5.1 Holding, lifting, carrying, and pushing or pulling by hands
 - 5.1.1 Shape and size of a product
 - 5.1.2 Weight to hold, to lift, and to carry
 - 5.1.3 Strength to push and to pull by hand(s)
 - 5.2 Rotating, twisting, gripping, grasping, pushing or pulling (by fingers), sliding and touching
 - 5.2.1 Shape and size
 - 5.2.2 Strength
 - 5.3 Reach range
 - 5.3.1 Height of a desktop for a product, a control or a control panel
 - 5.3.2 Reach range of the upper limb
 - 5.3.3 Useful field of view for finding a product, a control and a control panel
 - Annex A (informative) Design items to consider accessibility of products with regard to ease of operation
 - Annex B (informative) Reference data on human physical characteristics and strength for actions required for operation of a product
 - Bibliography
-
-

9. WI TR 22411-2 Design considerations for use in the application of ISO/IEC Guide 71:2014(tentative)
(JIS 未制定 TR 22411 第2版－第2部：ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のためのデザインガイドライン（仮称）

2008年に発行された同TR（技術報告書）の第2版のPart2を作成する。PL（プロジェクトリーダー）は日本の予定である。ISO/IEC ガイド 71 改訂版の内容を反映させるとともに、現行の同TR（技術報告書）の8章のデザインガイドライン部分を中心に見直し、新規のデザインガイドラインを作成する。2019年5月14日のZoom会議は提案予定のドイツからまだ準備が出来てないとのことでキャンセルとなった。その後2019年12月3、4日ドイツ、ベルリンでWG2会議が開催され、日本からPart2の全体構成案が提案され議論された。1章：適応範囲、2章：引用規格、3章：用語の定義、4章：TR Part 2の使い方、5章：デザインストラテジー、6章：人間工学的デザインガイドライン、7章：デザインガイドラインで検討すべき要素、8章：要約表、の予定で今後内容を検討することとなった。また日本から関連情報としてJIS S 0020 アクセシブルデザインー消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法を紹介した。その結果、同JIS及びEN 301459:2015 “Accessibility requirements suitable for public procurement of ICT products and services in Europe ”については、8章の要約表に必要な情報を取捨選択して取り入れることも合わせて検討されることとなった。

3.3 欧州連携

TC173 及び TC159 の各国際会議に出席した欧州等各関係機関等と連携を図り、日本提案の AD 規格案件に対する説明及び議論の整理を行った。

TC173 においては、TC173 専門委員会名称及び、SC7 分科委員会名称、スコープ等の変更に伴い、現在提案中の規格及び新規の提案規格内容の見直しなどが行われ、より緊密な連携と情報共有が必須であった。TC173 のセクレタリに、メール等で情報提供や現状報告を求め、我が国の提案事項がスムーズに運ぶよう理解を求めた。その結果、「ISO/CD 21856 Assistive products – General requirements and test methods (一般通則と試験方法)」の「25.2 Instructions for use (取扱説明)」と附属書 D に追加する件については、予定より早く制定に向けて作業が進んでいる。

提案内容の再検討が必要であった「アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針 (Accessible design – Guidelines for surveys of needs of older persons and persons with disabilities)」については、2019 年 9 月に開催された TC173 総会 (日本・東京) で、本件の趣旨説明の場を設けていただき、各国の委員と意見交換を行うことができた。今後は、これらを基に規格の修正と、本規格に適した提案先の TC について再検討を行う方向で進める。

TC159 については、2019 年 9 月に開催された JISC-CEN/CENELEC 情報交換会に参加し、今年発行された 4 件の日本提案のアクセシブルデザインの ISO 規格 (ISO 24508, ISO 24509, ISO 24550, ISO 24551) 及び現在検討中の TR 22411 Part1、ISO/CD 23949、今後提案する WI-24505-2、及び WI 24505-3 を紹介した。さらに関連情報として同じ SC4/WG10 の中で議論されている韓国提案の ISO/FDIS 24552 : Ergonomics – Accessible design – Accessibility of information presented on visual displays of small consumer products (小さい消費生活用製品の小さなディスプレイ) や ISO/PRF TS 21054 : Ergonomics - Accessible design - Controls of consumer products (消費生活製品の入力操作部) その他 (いずれもその後取り下げられた) についても紹介した。

また TC59 で現在再編集中の ISO/DIS 21542: Building construction – Accessibility and usability of the built environment (建設環境のアクセシビリティとユーザビリティ) に関連し、同 TC のエキスパートから問合せがあり、TR 22411 : 2008 の情報や TC159 内でアクセシビリティが関連する WG について紹介した。さらに 2020 年 2 月に来年開かれる国際人間工学会 (IEA 2020) で開催される Design for all の TC 会議の参加について問合せがあり、参加検討中である。

附属資料：

附属資料 1.(1)及び(2)AD 国際標準化委員会(本委員会)議事録 (第 1 回、第 2 回)

附属資料 2.(1)及び(2)TC159 国内検討委員会議事録 (第 1 回、第 2 回)

附属資料 3.(1)TC173/SC7 国内検討委員会議事録 (第 1 回)

附属資料 1.(1)第 1 回 AD 国際標準化委員会(本委員会)議事録

1.日時：令和元年 7 月 30 日（火）13 時 30 分～14 時 20 分

2.場所：共用品推進機構 会議室

3.出席者：委員 14 名、関係者 4 名、事務局 6 名、手話通訳者 2 名、関係者 1 名（以上 27 名）

4.挨拶：経済産業省ご担当者

5.委員紹介：新規委員の紹介

6.委員長選出

事務局が委員長を推薦し、出席委員満場一致で承認され本人もこれを了解し委員長に就任した。

7.議事

(1)報告事項

1)平成 31（令和元）年度全体事業計画について

事務局が配付資料 1-2 を基に報告を行った。

2)-1 TC173/SC7 関連事業

① ISO/WD/21856 Assistive products – General Requirements and test methods（一般通則と試験方法）の 25.2 Instructions for use（取扱説明）及び Annex

事務局が配付資料 1-4 を基に説明を行った。

→本件は、説明のとおりで承認された。

② アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針

事務局が配付資料 1-5 を基に説明を行い、事務局金丸が補足説明を行った。

TC173 総会は、9 月 8 日～13 日（早稲田大学）で開催される。本件は TC173 のセクレタリに直接 NWIP を提出することで準備を進める。

→本件は、説明のとおりで承認された。

2)-2 TC159/SC4 及び SC5 関連事業

事務局が配付資料 1-6 を基に説明を行った。

委員からの主な意見は以下の通りである。

委員：SC4 の関連規格であるが、韓国の提案が多い。液晶ディスプレイなどがあるが、韓国と言えばスマホなどリードしているが、企業関係者がバックアップしているということであるか。作業がキャンセルになったり、止まったりするのはどういうことか。

→事務局：具体的な企業というよりは、韓国の家電製品協会が ISO に提案をしており、TC159 の性格を考慮して提案をしていることが現状である。キャンセルになったり、止まったりしている理由は、アクセシビリティに特化したものとなるはずが、内容一般的なユーザビリティのことであったり一部の製品のみに対応し汎用性がないと思われたため取り下げになったようだ。本件については、日本国内でも反対の意見が多かった内容である。

委員：承知した。

→本件はすべて計画のとおりで承認された。

3)その他

情報共有として、委員から、総務省と厚生労働省が共同でデジタル活用共生社会の実現に向けて会議の

目的や進捗等についての報告があった。

関係する内容として、一つが障害者情報共有化であり、高齢者を含む、IT 機器に関する困りごとについてデータベースに記録して公開するという提案がある。プラットフォームに対しては、サービス機器を作るメーカーが製品の情報を提供するというように、障害者当事者とメーカーの声を合わせて同時に調べるものを作成している。2点目は政府調達において、情報アクセシビリティはどのように配慮されているかということで、自己宣言をどうするか仕組みを検討している。政府調達のプロセスではその情報を参照しながら、という方向である。障害者の ICT 利用に関する件で、フォローアップ活動として行っている。当事者ニーズの調査の設計指針、設計に関することを参照してほしいと言っているので、そのように進めてもらえればと思う。

→事務局：我々の活動が広がりを見せている。この活動が功を奏して、大きな公共調達のような場面で活用され、各国に広がろうとしてきている。新しい話ではなく、ご協力の賜物である。

→事務局：一般の人たちが使えるようなものについても幅広い公共調達の仕組みになればよいと思う。

委員：情報行政レビューが公開された。総務省だけでなくすべての府省が新システムをどう利用するかということであったが、総務省の行政管理局が、アクセシビリティに配慮していきたいと言ってくれた。

→事務局：アクセシビリティに関するアドバイザリーグループについてであるが、アクセシビリティに関する内容が様々な団体で取り上げられているため、「期限付きの委員会」が立ち上がっている。そこではアクセシビリティ関連規格の整理と将来の新規提案でアクセシビリティに配慮していることを示すツールが検討されている。参照すべきアクセシビリティの規格はガイドや共通基盤規格のようなものなど上位概念のものであり、個別規格を全て参照する必要はないためその整理の方法や、アクセシビリティ、アクセシブルデザインなど、関連する複数のキーワードで検索ができるようにすることが検討されている。

8.次回委員会

日時：2020年2月4日（火）午後2時から4時

場所：公益財団法人共用品推進機構 会議室

9.配布資料：

AD 国際本資料 1-1：議事次第

AD 国際本資料 1-2：平成 31（令和元）年度共用品国際標準化実施計画書

AD 国際本資料 1—3：AD 国際標準化委員会（本委員会）委員名簿

AD 国際本資料 1-4：ISO/WG/21856 Assistive products -- General Requirements and test methods（一般通則と試験方法）の 25.2 Instructions for use（取扱説明）及び Annex

AD 国際本資料 1-5：アクセシブルデザイン—当事者ニーズ調査共通設計指針

AD 国際本資料 1-6：TC159 における国際標準化 進捗状況と令和元年度計画案

AD 国際本資料 1-7：基本色領域に基づく色の組合せ方法パート 2（本文）

AD 国際本資料 1-8：最小可読文字サイズ推定方法（本文）

AD 国際本資料 1-9：消費生活用製品の報知光（本文）

AD 国際本資料 1-10：消費生活用製品の音声案内（本文）

AD 国際本資料 1-11：消費生活用製品の操作性（本文）

AD 国際本資料 1-12 : 消費生活用品のアクセシビリティ評価方法
参考資料 : ISO 規格の制定手順

附属資料 1.(2)第 2 回 AD 国際標準化委員会(本委員会)議事録

1. 日 時：令和 2 年 2 月 4 日（火）14 時～15 時 20 分
2. 場 所：公益財団法人共用品推進機構 会議室
3. 出席者：委員 15 名、関係者 8 名、事務局 5 名（以上 28 名）
4. 議事：
 - (1) 報告及び検討事項
 - 1) 平成 31（令和元）年度全体事業報告
事務局が、配布資料 2-4 の P9-10 を基に報告を行った。
 - 2) 各事業報告及び検討
 - 2)-1 TC173/SC7 関連事業
 - ① ISO/DIS/21856 Assistive products - - General Requirements and test methods（一般通則と試験方法）の 25.2 Instructions for use（取扱説明）及び Annex
事務局が配布資料 2-4 の P11-13 を基に報告を行った。
委員 長：進捗はどうか。
→ 委員：本規格は、JASPA（日本福祉用具・生活支援用具協会）が取り扱っており投票は始まっている。（内容自体はまだ完成はしていない状況。）
→ 委員：現在できるだけ意見を頂き修正しまとめていく方向である。
全体の進め方については JASPA が行っているのので、修正や検討が必要になった場合には適宜対応することで承認された。
 - ② アクセシブルデザイナー当事者ニーズ調査共通設計指針
事務局が配布資料 2-4 の P13-14 及び参考資料を基に報告を行った。
委員：参考資料 P1 で聴覚障害とは、ろう、難聴を分けて書いてある。P9 では、ろうの規定がなく、難聴者だけの規定になっている。高齢のろうあ者への介護認定ヒアリングや障害者支援区分認定のときのヒアリングにおいて、手話使用者への聞き方に留意すべき点があるなどの様々な背景を踏まえると、難聴者とうろう者へのアンケート方法は違うように思う。例えば、手話を使うことや、インタビュー時の聞き方（質問の仕方）も違うので、その点も書いていただきたい。
→事務局：ろうの内容が明示できていない状況である。それぞれの障害者団体に調査をするためにはかなり時間を要するため、兵藤委員代理のご意見もお伺いできればと思う。
委員：当連盟には福祉・労働委員会があり、そこに意見を聞く形がよいと思う。
委員：「5.18 発達障害」の英語の単語はどのようになるか。発達障害は日本の行政上の ICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）、DSM（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）、ICF（国際生活機能分類）でも違うと思う。書き方によって定義論争が起こるように思う。
→事務局：ご指摘の通りと思う。障害名で区分するのではなく、場所別などに分類するなど検討したい。
→ 委員：TC173 では、「cognitive impairment」になっているので、cognitive になると思う。
委員：全体のタイトルが、高齢者・障害者なのだが、高齢者には聞かないのか。障害名で書かないのはわかるが、高齢者は（現在書かれている）この定義には合わない。高齢者の定義が全部中途半端なように思う。高齢者をカバーできるような記載にしなければならない。

→事務局:おっしゃる通りである。障害を使わない場合で、場所別であると、どのように表現するか、工夫が必要であると思う。アクセシブルミーティングを参考にしたい。

委員:本規格は当初から関心があったが、今回初めて見て思ったことがある。インタビューで休憩のアナウンスがあった方がいい。疲労感などがある場合などがあり、休むということへの配慮は必要である。

→事務局:盲ろうからも休憩についてのご意見があるので、きちんとまとめたいと思う。

委員 長:休憩が必要なほどのアンケートはそれ自体も考えた方がよいと思う。

内容について議場に諮ったところ、委員のご意見を伺い修正等しながら進めることで承認された。

2)-2 TC159/SC4 及び SC5 関連事業

事務局が配布資料 2-4 の P15-16 を基に報告を行った。

- ② WI 24505-2 “Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations – Part 2 : for people with colour deficiencies and for people with low vision” (高齢者・障害者配慮設計指針—視覚表示物—色の組合せ方法—第 2 部:色弱とロービジョン)

事務局が配布資料 2-4 の P17-18 を基に報告を行った。

- ③ WI 24505-3 “Ergonomics – Accessible design – Method for creating colour combinations – Part 3 : general guidance on the use of colour – combination standards” (高齢者・障害者配慮設計指針—視覚表示物—色の組合せ方法—第 3 部:色の組合せ方法規格の使用に関する一般通則)

事務局が配布資料 2-4 の P18 を基に報告を行った。

- ④ ISO/DIS 24509 “Ergonomics – Accessible design – Minimum legible font size for people at any age” (高齢者・障害者配慮設計指針—視覚表示物—日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法)

事務局が配布資料 2-4 の P18-19 を基に報告を行った。

委員:英語で書いてある二重線の上のタイトルと 3.2 のタイトルが違う。P17 の a がついているかどうかなど、タイトルを整えた方がいい。for at any age はなぜか?

→事務局:タイトル相違は修正する。for at any age は、各年代にふさわしいものということで、このようなタイトルになっている。

→ 委員:了解した。

- ⑤ ISO/DIS 24550 “Ergonomics – Accessible design – Indicator lamps on consumer products” (消費生活用製品の報知光)

事務局が配布資料 2-4 の P19-20 を基に報告を行った。

- ⑥ ISO/DIS 24551 “Ergonomics – Accessible design – Voice guides for consumer products (消費生活用製品の音声案内)

事務局が配布資料 2-4 の P20-21 を基に報告を行った。

⑦ TR22411 第2版—第1部：ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のための人間工学データ集
事務局伊藤が配布資料 2-4 の P20-21 を基に報告を行った。

⑦ ISO/NP 23979 Ergonomics – Accessible design – Ease of operation (消費生活用製品の操作性)

事務局伊藤が配布資料 2-4 の P21-22 を基に報告を行った。

委員：英語のタイトルが一部あっていないところがあるため、確認をお願いしたい。関連する欧州指令は 301549 (EN 301 549) である。

→事務局：了解した。

⑧ TR22411 第2版—第2部：ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のためのデザインガイドライン (仮称)

事務局が配布資料 2-4 の P22-23 を基に報告を行った。

委員：欧州指令 301549 に合わせて要約を作ることについて伺いたい。ICT 製品を公共調達するために欧州アクセシビリティ法に基づいて参照されているものである。この中には数値基準もある。(椅子に座った場合でリーチの例)TR22411 とずれがあると思う。デザインガイドラインと整合しないままで行うのか。

→事務局：数値基準をどこまで入れるのかが、これからの議論である。TR なので、IS のような requirement にはならないように思う。

委員：アクセシビリティ要求事項として利用されている。アメリカは 508 条 (アメリカ合衆国のリハビリテーション法第 508 条) に基づいてアクセシビリティ基準に基づいて公共調達が行われている。日本は義務ではないが JIS 規格に対してアクセシビリティ、JIS と IS は整合している。また、アメリカ、欧州はそれぞれの国で調達基準を作っている。後々、国際貿易などの障壁になる。いずれは整合性を踏らなければならないと思う。今後も情報提供をお願いしたい。

事務局：WG2 が規格を作れないので TR しか作れないということだそうだが、改善していければと思う。

事務局：WG2 を制定した際におそらく TR を作るということだったと思うが確認をしたい。

以上、TC159 については、報告の通り進めることで承認された。

冒頭、本事業の報告内容 (報告書) について、最終確認は委員長一任で承認された。

・経産省ご挨拶

(3)配布資料：

AD 国際本資料 2-1：議事次第

AD 国際本資料 2-2：第 1 回議事録

AD 国際本資料 2-3：AD 国際標準化委員会 (本委員会) 委員名簿

AD 国際本資料 2-4：成果報告書 (案)

附属資料 2.(1)第 1 回 TC159 国内検討委員会議事録

1. 日 時：令和元年 7 月 30 日（火） 15 時 00 分～17 時 00 分
2. 場 所：公益財団法人共用品推進機構 会議室
出席者：委員 13 名、関係者 3 名、事務局 6 名、手話通訳・要約筆記・ガイド 5 名 計 27 名
3. 議 事
 - ・全員が自己紹介
 - ・委員長選出

(1) 報告事項

1) 各事業の進捗状況について

資料 1-3 にもとづいて、事務局が説明した。

- ① 高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－基本色領域に基づく色の組合せ方法/24505-2～4
委員：タイトルは"Method"だが、Part 2 の中身はデータか？TR ではないのか？
→事務局：データ集ではない。見やすい色の組合せを示している。そのデータを表示する方法は共通となる。
→事務局：こちらでは TR が相応しいとは考えていない。今後、国際メンバーと内容は検討する。
- ② 高齢者・障害者配慮設計指針－触覚図形の基本設計方法/24508
委員："Colour discrimination"の"discrimination"は、元々「差別」の意味合いが強く、"Colour discrimination"は肌の色による差別を指すことも多い。障害に関わる標準でもあるので、滑稽に映る可能性が高いので、"discrimination"は例えば"distinguish"等、平易な語を選んだ方が良い。
→事務局："Distinguish"は専門的には意味が違うので、"discrimination"を使う。規格として差別的な意味だと思われない配慮はしていきたい。
- ③ 高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－最小可読文字サイズ推定方法/24509
事務局：コメントは、8/23（金）までに事務局宛に送っていただきたい。
事務局：ISO 中央事務局が修正したファイルを後日、回付する。
- ④ 高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活用製品の報知光/24550
事務局：コメントは、9/13（金）までに事務局宛に送っていただきたい。
事務局：ISO 中央事務局が修正したファイルを後日、回付する。
- ⑤ 高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活用製品の音声案内/24551
事務局：コメントは、9/13（金）までに事務局宛に送っていただきたい。
事務局：ISO 中央事務局が修正したファイルを後日、回付する。
- ⑥ 高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活用製品の操作性
事務局：産総研が Project Leader でありサポートする。
委員：元の JIS の番号はいくつか？
事務局：JIS S 0012 である。（事務局注：現行の JIS S 0012 : 2018 ではなく、JIS S0012:2000 の一部を抜き出してまとめた JIS 素案段階にある）。
委員：各規格案のスケジュール等を一覧にし、各資料の目的や依頼内容を分かりやすく表記して欲しい。規格案の日本語の機械訳を提供できないか。
→事務局：規格のスケジュールは判りやすく示す方法を検討する。忠実な和訳は難しい。
→関係者：JSA でも機械翻訳を試している。ある程度使える。外部からの依頼に応じられるかは不明。
→委員：機械翻訳でも無いよりは良いが、言葉が正確に訳されないことがある。
→委員：SC1/WG5 では対訳を作っている。
→事務局：日本からの提案については、和訳して丁寧に審議する必要あり。元の JIS も参照していただきたい。外国提案の規格については、各団体で対応していただきたい。
→委員：本委員会は負担が大きいため、参加に反対する意見もある。
委員：翻訳の一例を見せてほしい。24505 の部構成について確認したい。
→事務局：（資料 1-3 に基づいて説明した。）

(2) 検討事項

- 1) 各事業の内容及び令和元年度の計画について
- 2) 他国提案の規格案への対応

資料 1-3 に基づいて事務局が説明した。

- DIS 24552 について

委員：他の規格の引用が多く、目的が不明である。2nd DIS 投票を実施すべき。他の規格からの引用は Annex に移すべき。人間工学的な裏付けがほしい (Annex に追加すべき)。「小さな製品」や「小さなディスプレイ」などの言葉が明確でない。

委員：Small consumer products の定義が無い。本体とディスプレイの大きさは、必ずしも対応しない。製品によって視距離も異なる。この規格特有の技術内容が分からない。

委員：JEITA 意見と同じである。規格の目的が分からない。

委員：役に立つ部分が無い。賛否をここで議論して決めてはどうか。

→事務局：これまでに提出された投票コメントを持ち帰って議論したい委員はいないか？

→全委員：(いない。)

委員：Scope を読んでも分からない。提案する規格の質の基準は無いのか？

→事務局：無い。NP 提案時に反対すべきであった。

→委員：NP 投票時に原案が添付されておらず、規格の中身が判らないことも多い。

委員：このような寄せ集めの規格でよいのか。

→事務局：SC4 の既存規格にアクセシビリティの要素を付加している。

委員：WG 内で手助けできれば良いのだが。

委員長：本 DIS に対して、日本からの投票は？

→全委員：「反対」で投票を。

→事務局：すでに提出された 3 団体の意見を集約し、英訳して回付する。追加意見があれば 8/16(金)までに送ってほしい。その後、反対投票案を JENC (TC159 国内対策委員会) に提出する。

- 3) その他

- 第 2 回委員会は、来年 1/28 (火) 13:30~15:30 に、共用品推進機構にて開催する。
- 事務局：ISO/SAG on Accessibility の活動について報告した。WG1 は、アクセシビリティ関連規格のマッピング(整理)を担当し、WG2 はアクセシビリティ規格の情報共有のためのツール開発を担当する。

(3) 配布資料：

TC159 国内資料 1-1：議事次第

TC159 国内資料 1-2：TC159 国内委員会委員名簿

TC159 国内資料 1-3：TC159 における国際標準化_進捗状況と令和元年度計画案

TC159 国内資料 1-4：基本色領域に基づく色の組合せ方法パート 2(本文)

TC159 国内資料 1-5-1：最小可読文字サイズ推定方法 (本文)

TC159 国内資料 1-5-2：最小可読文字サイズ推定方法 (コメント)

TC159 国内資料 1-6-1：消費生活用製品の報知光 (本文)

TC159 国内資料 1-6-2：消費生活用製品の報知光 (コメント対応)

TC159 国内資料 1-7-1：消費生活用製品の音声案内 (本文)

TC159 国内資料 1-7-2：消費生活用製品の音声案内 (コメント対応)

TC159 国内資料 1-8-1：消費生活用製品の操作性 (本文)

TC159 国内資料 1-8-2：消費生活用製品の操作性 (コメント対応)

TC159 国内資料 1-9：消費生活用製品の入力操作部 (本文)

TC159 国内資料 1-10-1：視覚ディスプレイ上のデジタル情報のアクセシビリティ (本文)

TC159 国内資料 1-10-2：視覚ディスプレイ上のデジタル情報のアクセシビリティ (コメント対応)

TC159 国内資料 1-10-3：視覚ディスプレイ上のデジタル情報のアクセシビリティ (委員会意見)

附属資料 2.(2)第 2 回 TC159 国内検討委員会議事録

1. 日 時：令和 2 年 1 月 28 日（火） 13 時 30 分～15 時 30 分
2. 場 所：公益財団法人共用品推進機構 会議室
出席者（敬称略）：委員 12 名、関係者 3 名、事務局 5 名、補助者 6 名 計 26 名

3. 議 事

(1) 報告事項

1) 各事業の進捗状況について

資料 2-4 にもとづいて、事務局伊藤が説明した。

① 高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－基本色領域に基づく色の組合せ方法/24505-2,3

委員：10%領域まで広げる意味についてもう少し詳しい説明を求む。はっきりした色だけで良いのでは？

→事務局：色の見極めやすさの指標として 10%の領域が重なるか（少しでも見分けにくい人がいるかないか）を検討するため必要である。

委員：10%まで含めた色合いが今後適当だと考えるか？

→事務局：10%は見極めやすさのレベルを判断するために利用するもので、実際に使う色は基本色 50%以上の範囲の共通部分から選ぶこととしている。

委員：5%領域まで広げると色の見極めやすさはどうなるか。

→事務局：%が少ないとはそれだけその色と同じまたは似て見える人が少ないことを示す。

委員：単色を何色と認識するののかの実験をしたと考えるが、どちらかという 2 色を比較しながら区別つくつかないかの方がわかりやすいのでは？いかがか？

→事務局：ISO 24505:2016 と同じ方法であるが、基本色の領域を 2 色ずつ比較し、それぞれの領域が重ならないと区別がつくと言う判断をしている。

委員：その方法もこちらも理解しているが、テレビなど 4 色ボタンは色の区別がつくつかないかの方が重要で何色かということではないような気がした

→事務局：今回の ISO 案も ISO 24050:2016 と同様に 2 色の区別のしやすさの表を示している。

委員：マトリックスを作る際の彩度の規程などは？どのように検討しているか？

→事務局：各基本色の領域をマンセル表の中で彩度・明度・色相の範囲を示している。

委員：マトリックスとグラフを見比べながらだと実践で使いにくくなってしまふ、マトリックスのみでリストに使いやすい物になると活用できると思う。

→事務局：これについてデータベースを公開し、そちらの方ではマンセル表の中のどの色が何色となっているかがすぐわかるようになっている。

委員：デザイナーはマンセルの明度・彩度の仕組みを知っているので、明度 5 の表記では色が適当と思えない可能性がある。サンプルでも良いのでカラーで表現していただく事は可能か？

→事務局：出版物の特性上きれいに色が出せないと思うが、どこまで可能かは今後検討する。

事務局が委員の事前質問を紹介した。

委員：パート 2 の色弱とロービジョン向けの文書を大量生産製品のアクセシブルデザインという立場でどのように活用したら良いのか難しいと思い、メールで質問した。

→事務局：ロービジョンと色弱は、ロービジョンまたは色弱が使う様な福祉用具や医療機関でのサイン表示やポスターなどへの利用を想定している。もしくは全ての人に配慮する方法を記載予定のパート 3 を使う際に、ロービジョンや色覚異常の見え方を確認するためにも利用できると考える。

② 高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－最小可読文字サイズ推定方法/24509

委員：これが決まったことはロービジョンにとって大変心強い。
この規格を使用者（視覚表示物を作る側）にどのように利用すべきかなどの手引き書などを作ることは可能か？

→事務局：すぐ出来ることは、使いやすくするようにデータベースに入れること（すでに公開はされている）また、出来るだけ学会など公式の場で紹介するようにしたい。

事務局：講座などを開くのはいかがか？

→事務局：今年は4つアクセシブルデザインの規格が発行された。さらに佐川の発行したアクセシブルデザインの本とも合わせ、共用品と協力してそれらをまとめて発表できる機会を企画していく。

委員：発表箇所があればこちらからも提案する。

③ 高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活用製品の報知光/24550

④ 高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活用製品の音声案内/24551

⑤ 高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活用製品の操作性/23979

事務局：賛否とコメントは3/7までに事務局まで送って欲しい

委員：これはCD原案に対する投票か？和訳はできるか？いつ頃？

→事務局：人手がないため、時期のお約束は出来ないが和訳は作る

事務局：規格協会さんの翻訳機の使用は可能か

→関係者：日本規格協会の翻訳機の使用はいずれJIS規格になるものなら可能なので検討する。

⑥ ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のための人間工学データ/ TR22411(Part1)

事務局：データ集のみになりそうなので半年ぐらいで完成の予定

⑦ ISO/IEC ガイド 71:2014 適用のためのデザインガイドライン(仮称)/ TR22411(Part2)

事務局：全体の構成案が見直された。最後に要約表を作ることも検討され、日本の JISS0020 や欧州規格を参考に必要に応じてそれらの情報の一部を入れることが今後検討されることになった。

委員：P1P2合わせてから TR の審議投票になるのか？

→事務局：P1 の投票は済んでおり、編集も最終段階のため P1 のデータ集のみ先に発行される。

事務局：パート2は規格に近いもののように思う。

→事務局：現在は TR として検討始めている。

(2) 検討事項

1)各事業の内容及び令和元年度の計画について

2) 他国提案の規格案への対応（FDIS 24552 の投票について、他）

資料 2-4 に基づいて伊藤が説明した。

・ FDIS 24552 について

事務局：現在、2/7メットで賛否のご審議をお願いしている。FDIS なので基本は賛否のみでエディトリアルなコメント以外は修正されない。テクニカルなコメントは5年後の見直し段階で検討されることとなるだろう。

委員：前回 DIS 投票時の日本意見 JP4 に対する回答は Accepted でスコープを修正するとあったが、FDIS は趣旨として変わっていなかった。そのため再度提案した。イントロダクションには適用範囲がきちんと書いてあるがスコープ、タイトルは製品のサイズが小さいとあり、ディスプレイのサイズが小さいものに適用するとは書いておらず、何を適用するか、場合分けも多く非常にわかりにくい。

タイトルの変更もお願いしたい。分かりにくい範囲を削除,イントロから引用したものをはめ込んで入れる,そういったもっとわかりやすい定義にしてもらいたい。

→事務局：テクニカルなコメントで出すよりエディトリアルなコメントとして出す方がこの場合は直しやすいのではないかな？

委員：テクニカル **te** で出すかエディトリアル **ed** で出すか問い合わせたが,単に **te** と書くか **ed** と書くかの問題ではないという見解を(倉片氏から)受けた。

→事務局：スコープ,タイトルの変更はとても大きな修正と考えられ投票後受け入れられない可能性が大きい。したがってテクニカルなコメントとして残し,次回の参考にとすると良いと考える。

委員：スコープを何度読んでも理解できず,コメントを出せず困っている。コメントの書き方出し方が良くわからない。

→事務局：FDIS はエディトリアルの範囲の修正のみの受付なので,文章の意味を変えずにより明確な表現方法となる変更であるならエディトリアルとして提案できる。より明確な文章の内容を変更する場合には,テクニカルなコメントとし,両方を出すと言う方法もある。

委員：反対は日本だけなのか?その場合は通ると考えていいのか

→事務局：はい。FDIS の投票結果次第だが賛成票が多ければ通る可能性が大きい。

委員長：SC4 の国際委員会がもしこの意見を通すべきと考えれば投票の結果にかかわらず修正はありうるかもしれない。しかし SC4 レベルでの話なのでここでは何ともいえないが,通る可能性は大きい。

→事務局：委員会では常に韓国に助言や文章の一部を作成して提案するなど最大限協力をしたが,これ以上になると日本が PL にならないと難しい。意見を出す場合は,具体的な文章で提案する方が受け入れてもらいやすい。

委員：Scope 中の note の間に細かい例示が出ているが,矛盾する部分があるので,その意味で例示のラインナップを変更希望する場合は,テクニカルかエディトリアル,どちらか?

→事務局：いままでこういう経験がないため何とも言えないのだが,矛盾している場合はエディトリアルとして修正対象になるのかと考える。

委員：SC4 の国際委員会が日本の出したコメントを審議すべきだと取り上げれば今の段階でも通るかもしれないという意味なのか?

→委員長：FDIS はエディトリアルの部分しか直さないと言うルールになっているが,重大な問題があれば見直しをする可能性があると思う。SC4 の事務局と議長の判断となる。

委員：了承した。

3) その他

委員：ISO24054 JISS0013 改定見直しの結果はどうなったか教えてほしい。JBMA として前者は希望なし後者は改定希望で提出した

→事務局：結果はまだ来てない。確認して担当から連絡する。

委員：基本色領域に基づく色の組合せ方法/24505-2,3 だが,パート 2 の NT 提案後パート 3 を作っていくという事か?

→事務局：はい,そうしたいと考えている。

委員：10月の大会に向けて作っていくのか?

→事務局：その予定で考えている。

事務局：この後この第 2 回 TC159 国内検討委員会会議内容は産総研側でまとめ,委員長確認後報告書の一部としてまとめられ,4 月以降に共用品の HP より閲覧できるようになる。

4. ご挨拶

経産省から、来年度も引き続き規格審議への協力を依頼する旨の挨拶があった。

5.配布資料：

TC159 国内資料 2-1：議事次第

TC159 国内資料 2-2：TC159 国内委員会委員名簿

TC159 国内資料 2-3：第1回 TC159 国内検討委員会議事録（案）

TC159 国内資料 2-4：TC159 における国際標準化_進捗状況と令和2年度画案

TC159 国内資料 2-5：基本色領域に基づく色の組合せ方法パート2(本文)

TC159 国内資料 2-6-1：消費生活用製品の操作性（本文）

TC159 国内資料 2-6-2：消費生活用製品の操作性（コメント対応）

TC159 国内資料 2-7-1：消費生活用製品の入力操作部（投票結果）

TC159 国内資料 2-7-2：消費生活用製品の入力操作部（コメント対応）

TC159 国内資料 2-7-3：消費生活用製品の入力操作部（本文）

TC159 国内資料 2-8-1：小型消費生活用製品の視覚ディスプレイ上に提示される情報のアクセシビリティ
（投票結果）

TC159 国内資料 2-8-2：小型消費生活用製品の視覚ディスプレイ上に提示される情報のアクセシビリティ
（コメント対応）

TC159 国内資料 2-8-3：小型消費生活用製品の視覚ディスプレイ上に提示される情報のアクセシビリティ
（本文）

参考資料: FDIS 24552 へのコメント（JEITA より）

附属資料 3.(1)第 1 回 TC173 国内検討委員会議事録

1. 日 時：令和 2 年 1 月 28 日（火）16 時～17 時 30 分
 2. 場 所：公益財団法人共用品推進機構 会議室
 - 3.出席者：委員：12 名、関係者 4 名、事務局 4 名、以上 20 名
3. 議事

(1)委員長選出

委員長を選出し、議場に諮ったところ出席委員全員より承認され、青木委員が了解し委員長に就任した。

(2)報告事項

- 1) 平成 31（令和元）年度全体事業計画及び報告について

事務局が配布資料 1-3 を基に計画について説明を行った。

- 2) 各案件に関する報告及び検討について

① TC173 総会出席報告（2019 年 9 月開催）

事務局が配布資料 1-4 を基に報告を行った。

委員長：6 日間は総会、SC7 以外に他の会議はあったか？

→事務局：TC173 の総会のほか、SC7 以外に TC173 の各 SC、WG、セミナー等の開催があった。

委員：当事者ニーズ調査の提案先に対して、どのような TC を想定しているか、もう少し詳しく伺いたい。

→事務局：TC225 や TC159 である。TC225 は市場・世論・社会調査の品質管理に関する国際規格を作っている。後ほど当事者ニーズ調査規格の検討の際に詳細を説明する。

→委員：了解した。

② ISO/WD/21856 Assistive products—General Requirements and test methods（一般通則と試験方法）の審

議進捗及び JIS S 0020 消費生活用製品アクセシビリティ評価方法の国際標準化の検討と進捗

事務局が配布資料 1-6、1-7 を基に報告を行った。消費生活用製品アクセシビリティ評価方法の国際標準化について、事務局伊藤が補足説明を行った。

委員長：ISO 21856 は WD ではなくて DIS になっているように思うので、確認してほしい。

→事務局：確認する。

消費生活用製品アクセシビリティ評価方法の国際標準化については、事務局の今後の方針のとおりで承認された。

③ 「アクセシブルミーティング」の定期見直し

事務局が配布資料 1-8-1～1-8-3 を基に説明を行った。ご意見があれば、2 月 14 日までに事務局までご連絡を頂ければと思う。

④「アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針」

事務局が配布資料 1-5-1、1-5-2 を基に報告を行った。現時点では、TC173 への提案、これまで連携してきた TC159、先ほどの TC225 である。

委員：内容を整えて提案することは賛成である。今後の普及先として総務省で電子投票の件がある。

投票所で氏名を書くということがあるが、実際には投票用紙が届いていることも投票日もはっきりわからない。今回の提案はこれでよいが、国際標準化の後、JIS 化し、いずれ参政権を保障することにつながればよいと思う。

委員：配慮事項の中で、望ましいと書かれているが、しなくてよいかというように取られてしまうので、最低限やらなければならないことなどを整理して明記して頂ければよいと思う。山田委員がよい意見を言ってくれたが、当団体からもお願いをしているがなかなか声が届いていない。国政選挙は時間もあるので、紙媒体、点字、デイジーも含めて候補者の情報が届くようにしてほしいと言っているので、自分達も言わなければならないと思っている。地方選挙は時間が少なく難しいかもしれない。自分の住んでいるところはハガキで届く。

事務局：望ましい、しなければならぬ、というところは整理して明記したい。国際的には障害別に提案することは難しいということもあるが、場面別にした方が良いかなども踏まえ整理再度確認を頂ければと思う。

関係者：1-5-2 の P8 であるが、電子媒体で行う場合のところで、誘導しなければならないという記載があるが詳細を伺いたい。

委員：参考までに、今回の調査ではどのくらいの人に聞いているか、障害の種別についているのか。

→事務局：22 名にお願いし 20 名位返信があった。TC173 に提案することを考えたため、感覚障害の部分で、視覚障害、聴覚障害の 30 名程度である。今回のアンケート調査はたたき台のようなイメージであった。

→委員：了解した。

委員：アンケートを取るというのは、対象者はどのような人を取るかということがあるが、障害でとるか、一般的な人を含めて取るか、方法が違うように思う。視覚障害のある人を取る時は、紙、電子媒体、インタビューがあるが、どれが適しているかということであれば、どれを取るか推奨するのか。

→事務局：主催者が決めることで、推奨は決めない。このひとつ前の段階で、どの方法で質問に答えやすいかということを知るともあろうと思う。主催者がするかどうか決めた方がよいと思う。

委員：アンケートを取る立場が選べるように、選択肢の項目を決める記載方法を書くということによいか。

→事務局：アンケートかインタビューかなどを決める対象者や、回答する側が決める方法もある。

委員：アンケートは的確で、インタビューは長いという場合があると思う。アンケートは対象者が多

く、インタビューは対象人数が少ないというイメージがある。このような時は、どのような調査方法がよいかどうかということを決めた方がよいと思う。

→事務局：様々な場面があると考え。この規格では、インタビューの仕方を決めるのではなく、障害のある人にどうすれば良いかを方法

委員長：インタビューでも、質問票を読み上げる面接法がある。これは紙のアンケートと同じ方法である。その方法を選ぶというよりも、障害のある人たちが答えやすい方法をどうかということに記載するものであると思う。アクセシブルミーティングに近いようなイメージで、みんなが同じように回答ができるということであると思う。

委員：アンケートの取り方をどうすればよいかということを知りたかった。個々の問題はよいが、アンケートをする時に、対象者や対象数が違うと思うので、どのような方向で進んでいくのか伺いたかった。

→事務局：答えたいけど答えられない人がいることがないようにするための方法を示すものである。準備段階では必要になってくると思う。その点で検討していきたい。

提案の内容で今後検討を進めることで議場に諮ったところ了解された。提案先については、実際に素案を作成し、委員へ意見を頂き、内容を踏まえて提案先の TC を決めたい。

委員長：SC7 の対象が変わったため、今後の提案内容がどこまで通るか。

→事務局：この規格をもって何とか検討を進めていきたいと思う。

(3) 経産省ご挨拶

4. 配布資料

TC173/SC7 国内資料 1-1：議事次第

TC173/SC7 国内資料 1-2：TC173/SC7 国内検討委員会委員名簿

TC173/SC7 国内資料 1-3：平成 31（令和元）年度実施計画書

TC173/SC7 国内資料 1-4：TC173 総会出席報告（2019 年 9 月開催）

TC173/SC7 国内資料 1-5-1：「アクセシブルデザインー当事者ニーズ調査共通設計指針」案

TC173/SC7 国内資料 1-5-2：当事者ニーズ調査共通設計指針における確認事項

TC173/SC7 国内資料 1-6：TC173/SC7 に関連する規格の進捗状況

TC173/SC7 国内資料 1-7：ISO/WD/21856 Assistive products—General Requirements and test methods
(一般通則と試験方法) 目次

TC173/SC7 国内資料 1-8-1：「ISO 17069 アクセシブル ミーティング：2014」の定期見直し

TC173/SC7 国内資料 1-8-2：「ISO 17069 アクセシブル ミーティング：2014」英語版

TC173/SC7 国内資料 1-8-3：「ISO 17069 アクセシブル ミーティング：2014」日本語版

一般財団法人日本規格協会からの再委託で実施したものの成果である。

本件についてのお問合せ先

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-5-4

TEL : 03-5280-0020 FAX : 03-5280-2373

公益財団法人共用品推進機構 業務部調査研究課

〒305-8566 つくば市東1-1-1

TEL : 029-861-6750 FAX : 029-861-6752

国立研究開発法人産業技術総合研究所

(人間情報研究部門 伊藤納奈)

成果報告書の無断転載は固く禁止致します。